

岐阜県公報

第二千九百七十三号
平成三十年八月十七日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 五三四^{ベシ}

告示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定
指定医療機関の廃止の届出

(地域福祉課) 五四一
(同) 五四一
(同) 五四二

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
指定介護機関の名称の変更の届出
指定介護機関の廃止の届出

(同) 五四二
(同) 五四三
(同) 五四三

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定
ふ化業者の登録
道路の供用開始

(同) 五四四
(畜産課) 五四五
(道路維持課) 五四五

建築基準法に基づく道路の位置指定
保安林の指定

(建築指導課) 五四六
(郡上農林事務所) 五四七

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
職業訓練指導員試験の実施

(商業・金融課) 五四七
(同) 五四八
(労働雇用課) 五四八

県営土地改良事業計画の決定
公共測量の実施
公共測量の終了

(農地整備課) 五五〇
(用地課) 五五〇
(同) 五五〇

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
本県都市計画の図書の縦覧
開発行為の工事の完了

(技術検査課) 五五一
(都市政策課) 五五二
(同) 五五三
(建築指導課) 五五三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成三十年八月十七日

規 則

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十一号

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。
別記第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 4 条関係)

加 入 等 不 承 認 通 知 書

年 月 日

(加入申込者)

様

岐阜県知事 印

年 月 日付で申込みのあった岐阜県心身障害者扶養共済制度

への加入
における口数の追加
は、次の理由により承認できませんのでご通知します。

(理由)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第8号様式 (第6条関係)

掛 金 減 免 決 定 通 知 書

年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定による掛金の減免については、次のとおり決定しましたから通知します。

掛金減免率

減免期間 年 月から 年 月まで

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第八号様式及び別記第九号様式を次のように改める。

第 9 号様式 (第 6 条関係)

掛 金 減 免 申 請 却 下 通 知 書

年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付で申請のあった岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第 7 条の規定による掛金の減免については、次の理由によつて、減免しないことに決定しましたからご通知します。

理由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日
の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分に不服があるときは、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日
の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

第15号様式 (第7条関係)

年金 (加算額) 不支給決定通知書

年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付で請求のあつた岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定による年金給付については、次の理由によつて、支給しないことに決定しましたからご通知します。

加 入 番 号		死亡・重度障害者 (加入者) の氏名	
心身障害者の氏名		年金管理者の氏名	
理由			

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第十五号様式を次のように改める。

第 1 7 号様式 (第 9 条関係)

年 金 支 給 停 止 決 定 通 知 書

年 月 日

様

岐阜県知事 印

別記第十七号様式を次のように改める。

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第 8 条第 1 項の規定により支給されている年金は、次のとおり支給を停止することに決定しましたからご連絡します。

なお、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにお届けください。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月 日から上記の年金支給停止の事由 が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

- この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分に不服があるときは、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

第21号様式 (第10条関係)

別記第二十一号様式を次のように改める。

弔慰金 (加算額) 不支給決定通知書

年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで請求のあつた岐阜県心身障害者扶養共済制度条例第14条第1項の規定による弔慰金の給付については、次の理由によつて支給しないことに決定しましたからご通知します。

理 由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
西尾医院	大垣市竹島町四三	平成三〇・四・一
朝日大学医科歯科医療センター	瑞穂市穂積一八五一	同
岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通五一	同
かんばら歯科医院	羽島市福寿町本郷三五八二	同
松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五一	同
朝日大学医科歯科医療センター	瑞穂市穂積一八五一	同

株式会社 重山薬局	飛騨市古川町杉崎九一	平成三〇・五・二二
COCCO DENT A CLINIC	本巢市下真桑大門前三五七	平成三〇・六・一
おおた歯科クリニック	大垣市旭町三一	同
うぬま薬局	各務原市鷺沼東町四一七七	同
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町三三三〇七	同
なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七三	同
ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一三〇	同
しまざと調剤薬局	大垣市島里一六一	同
うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池三四二六	同
ごうど調剤薬局	安八郡神戸町神戸一六七	同
イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三〇九	同

岐阜県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

訪問看護事業者等の名称
 訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地
 訪問看護ステーション等の名称
 訪問看護ステーション等の所在地
 指定期月日

株式会社トレジャー
 多治見市宝町八三〇・六一
 看護ステーションオハナ
 多治見市宝町八三五

岐阜県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	廃止年月日
西尾医院	大垣市竹島町四三	平成三〇・三・三一
朝日大学歯学部附属病院	瑞穂市穂積一八五一	同
朝日大学歯学部附属病院	瑞穂市穂積一八五一	同
重山薬局	飛騨市古川町杉崎九一一	平成三〇・五・二二

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 サービスの種類

医療法人仁寿会
 多治見市小名田町西ヶ洞一番六四八

COCCO CLINIC	本巢市下真桑大門前三五七	平成三〇・五・三一
太田歯科クリニック	大垣市恵比寿町二四	同
かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二三五〇七	同
なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘町一七三	同
ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一三〇	同
しまざと調剤薬局	大垣市島里一六二	同
うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町三四二六	同

岐阜県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の所在地
 指定期月日

医療法人仁寿会
 多治見市小名田町西ヶ洞一番六四八

医療法人仁寿会	多治見市小名田町西ケ洞一番六四八	介護予防訪問リハビリテーション	タジミ第一病院	多治見市小名田町西ケ洞一番六四八	同
有限会社 大氣	岐阜市柳津町宮東一八〇	居宅療養管理指導	大平調剤薬局 泉乃店	多治見市小泉町八一	平成三〇・七・一
有限会社 大氣	岐阜市柳津町宮東一八〇	介護予防居宅療養管理指導	大平調剤薬局 泉乃店	多治見市小泉町八一	同

岐阜県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
新 榊 H O T T O	新 多治見市明和町二丁目四一 ・ポールめいわ205号室	居宅介護支援事業	新 ケアプラン コミケア	新 多治見市明和町二丁目四一 ・ポールめいわ205号室	平成二四・一一・一
旧 榊 吉 川 組	旧 多治見市明和町二丁目五〇番地	居宅介護支援事業	旧 コミュニティケアたじみ	旧 多治見市明和町二丁目五〇番地	平成二六・七・一
揖斐川町社会福祉協議会	旧 揖斐郡揖斐川町上汲名札二六五番地 四三	訪問介護	揖斐川町社協ホームヘルプサービス事業所	旧 揖斐郡揖斐川町上汲名札二六五番地 四三	平成二六・七・一
	旧 揖斐郡揖斐川町上汲名札二六五番地 四三			旧 揖斐郡揖斐川町上汲名札二六五番地 四三	

岐阜県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町 三四二六三	平成三〇・五・三一
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	うぬま調剤薬局	各務原市鷺沼三ツ池町 三四二六三	平成三〇・五・三一
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	しまざと調剤薬局	大垣市島里一 一六二	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	しまざと調剤薬局	大垣市島里一 一六二	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一 三〇	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	ピース薬局 ぎふはしま店	羽島市舟橋町宮北一 三〇	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘 一七三七	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘 一七三七	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	同
株式会社ファーマシーリン	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	かわしま調剤薬局	各務原市川島松倉町二 三五〇七〇	同

岐阜県告示第四百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に
関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされ
た生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を

担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年 月 日 指 定

竹 内 進 KEIROW愛知 各務原市那加雄飛ヶ丘町二四 雄 平成 三〇・六・二四

墨 泰 男 KEIROW愛知 羽島郡笠松町門前町五三 平成 三〇・七・二

岐阜県告示第四百十二号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次の者を岐阜県ふ化業者登録簿に登録したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
三十ノ一	平成三十年八月一日	株式会社山本養鶏孵化場 代表取締役 山本 満 祥 美濃加茂市古井町下古井 二五四四番地	株式会社山本養鶏孵化場 加茂野孵化場 美濃加茂市加茂野町鷹之巣 一八四〇
三十ノ二	平成三十年八月一日	株式会社ケン・コーポレーション 代表取締役 渡邊 周 治 岐阜市折立二九六番地一	株式会社ケン・コーポレーション 大東孵化場 岩手県一関市大東町大原字 堰の上二四

三十ノ三	平成三十年八月一日	株式会社後藤野卵場 代表取締役社長 日比野 義人 各務原市須衛町四丁目二九一	株式会社後藤野卵場 各務原市須衛町四丁目二九一
三十ノ四	平成三十年八月一日	日本レイヤー株式会社 代表取締役 橋本 亘 岐阜市佐野八三九番地一	日本レイヤー株式会社 佐野孵化場 岐阜市佐野八三九番地一 日本レイヤー株式会社 福崎孵化場 兵庫県神崎郡福崎町西治一〇一 一七

岐阜県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年八月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
一般国道	百五十六号	郡上市白鳥町二日町字上山腰 一八一番二七地先から 同 市同 町同 字堂垣内 一四八番七地先まで	二七・七	平成 三〇・八・七	平成 三〇・八・二九

岐阜県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年八月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	可児線	加茂郡川辺町比久見字花井一 二三五番三地先から	同 郡同 町同 字同 一 三一五番四六地先まで	三三〇・〇	平成 三〇・八・三〇	平成 一六・一・三

岐阜県告示第四百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
瑞穂市牛牧字茶屋道一六九番七 及び一六九番四の一部	四・八	二九・三	岐西建築第一一六号の	平成 三〇・三・九

中濃建築事務所長

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	年月日
美濃加茂市本郷町五丁目二五番 八	六・一	二四・六	中建築第三七号の二六	平成 三〇・四・六
美濃加茂市本郷町五丁目二五番 六	六・〇	四・五	同	同
可児郡御嵩町上恵土字長畑三〇八 番九	六・〇五	三六・四	中建築第三七号の二	同
関市倉知字北久郷九六二番三、同 字久郷西一〇六六番三及び法定外 公共物（水路）	四・〇	三四・九	中建築第三七号	同

瑞穂市祖父江字伯母塚東二番四 及び一三番四の一部	五・八五	三三・〇五	岐西建築第一九六号の	同
羽島郡岐南町徳田二丁目一六八番 四	四・八六	三三・四	岐西建築第二一六号の	同
羽島郡岐南町上印食二丁目一四番 四	五・〇〇	三三・五	岐西建築第二二二	同
羽島郡岐南町上印食五丁目一三三 番四	五・〇〇	三三・〇	岐西建築第一一六号の	同
瑞穂市本郷字整理二一四九番四、 二一四九番二の一部及び二一四九 番二地先法定外公共物（水路）	五・三五	三四・七	岐西建築第一一六号の	同
瑞穂市本郷字三ノ改田一〇五九番 五及び一〇五九番二の一部	四・八五	一六・三	岐西建築第一三四号	同
山県市大字高木字八幡一〇八〇番 四	四・〇〇	三三・七	岐西建築第一三四号の	同
羽島郡岐南町若宮地三丁目一六四 番五	五・〇〇	三〇・三	岐西建築第一三四号の	同
瑞穂市本郷字畑中前七五六番四	四・八五	三四・五	岐西建築第一三四号の	同
羽島郡岐南町平島五丁目一七七番 六及び一七七番七	四・〇〇	一六・〇	岐西建築第一三四号の	同

東濃建築事務所長

美濃加茂市本郷町七丁目字敷田六二番一	六〇〇	六九六	中建築第三七号の三	同	同
美濃加茂市下米田町西脇字深渡一〇番九及び一〇番二	六〇〇	三二四	中建築第三七号の四	同	同
美濃加茂市下米田町西脇字深渡一〇番六	六〇〇	六四三	同	同	同

瑞浪市稲津町小里字イワリドウ一六三番一八の一部	六〇〇	二七三	東建築第七六号	平成三〇・五・二四
土岐市肥田町肥田字矢当二〇八三番一三	六〇〇	四七六	東建築第七六号の二	同

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
 - 郡上市大和町大間見字大杉八四の二
- 二 指定の目的
 - 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その届出書等は、平成三十年八月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂農事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
 - 平成三十年八月七日
- 二 届出者の氏名又は名称
 - アルピス株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
 - (仮称) アルピス美濃加茂店
 - 美濃加茂市新池町一丁目三八 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
 - 平成三十一年四月八日

五 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要
氏名又は名称		アルビス株式会社
代表者の氏名		代表取締役 池田 和男
住所		富山県射水市流通センター 水戸田三丁目四番地
その他小売業を行う者		
店舗面積の合計		
駐車場		二、二一六平方メートル
位置		縦覧による
収容台数		一〇五台
駐輪場		縦覧による
位置		十五台
収容台数		縦覧による
施設の配置に関する事項		縦覧による
荷さばき施設		一七〇平方メートル
面積		縦覧による
廃棄物等の保管施設		縦覧による
位置		二五・八立方メートル
容量		
小売業を行う者の開店時刻		午前八時
小売業を行う者の閉店時刻		午前〇時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前七時三〇分～午前〇時三〇分
施設の運営方法に関する事項		三箇所
駐車場の自動車の出入口		縦覧による
位置		
数		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができない時間帯		午前六時～午後十時 午後十時～午前六時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年八月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年八月八日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

三 建物の名称及び所在地

可児中恵土複合店舗

四 変更した事項

可児市中恵土二三七一 六一 外

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 田中 敬士

(変更後) 代表取締役 神代 顕彰

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種
規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

三 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、同条の表の下欄又は規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成三十年十月二十五日(木)

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁七階 七北 一会議室

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください(消印はしないでください)。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

千五〇〇 八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

平成三十年八月三十一日(火)から同年九月三十一日(金)までです。

郵送の場合は、同年九月三十一日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成三十年十一月三十日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します(不合格者には通知しません)。

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成三十年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(岐阜県庁二階) 電話 五八 二七二 一一一 内線二二九六)

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
 十 その他

- 1 受験申請書は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。
 なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。
- 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
- 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。
- 4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課人材育成係(電話 五八二七二一一一 内線三二三三)に問い合わせてください。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
青野地区	大垣市役所	平成三〇・八・一七から 同三〇・九・一四まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
木曾川右岸用水美濃加茂地区	美濃加茂市役所	平成三〇・八・一七から 同三〇・九・一四まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量(都市計画図作成)

三 作業期間

平成三十年七月二十五日から
平成三十一年三月十五日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

- 岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十年四月二十三日から
同 年六月二十九日まで
- 四 作業地域
瑞穂市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成三十年六月十七日	直井技建 有限会社	代表取締役 直井 勉	高山市国府町 広瀬町二四四 五番地の九	般二五 九五〇〇三	建築及び大工工事業
平成三十年六月十四日	ナベノ建 築	鍋野伸一	大垣市浅草三 丁目二四サ ンパレスIT OH一〇八号	般二五 二〇〇四八	建築及び大工工事業
平成三十年六月十八日	サン工機 株式会社	代表取締役 長谷 川晴久	大垣市青柳町 三〇〇番地	般二八 一一三八〇	管及び鋼構造物工事業
平成三十年六月十八日	東川工業	東川義孝	大垣市桑田町 七三八一 エトワールB 二〇一	般二八 二〇一一三	とび・土工工事業

平成三十年六月二十日	近藤建設 株式会社	代表取締役 近藤 延彦	海津市平田町 今尾九四一番地	特二八 一八七五	管及び造園工事業
平成三十年六月十五日	丸谷建設 株式会社	代表取締役 水谷 勉	海津市平田町 高田九三九番地一	般二六 二〇〇五二	土木及び舗装工事業
平成三十年六月十七日	株式会社 タグチ創 造建設	代表取締役 田口 久司	恵那市東野三 八七番地	般二五 七〇〇五一	とび・土工工事業
平成三十年六月十九日	日比野建 築	日比野鑑 三	瑞浪市寺河戸 町一〇六〇番地二	般二六 三九一二	建築及び大工工事業
平成三十年六月十九日	株式会社 ウエイブ	代表取締役 原田 康史	山県市西深瀬 一七九番地	般二六 一〇二二六	土木及び舗装工事業
平成三十年七月二日	有限会社 小水電機	代表取締役 吉村 三治	飛騨市神岡町 船津九五七番地の一八	般二七 一一七六	電気、管、電気通信及び消防施設工事業
平成三十年七月二日	三栄	島津優人	高山市国府町 三川一一二二番地	般二八 九五〇一六	とび・土工工事業
平成三十年七月三日	株式会社 古川組	代表取締役 古川 明	羽島市下中町 石田八一五番地	般・特二 九一七二	土木、建築とび・土工、管、舗装及び造園工事業
平成三十年七月三日	西濃製瓦 株式会社	代表取締役 坪井 治人	揖斐郡揖斐川 町脛永一五八番地	般二九 二二二一四	土木、とび・土工、屋根及びタイル、れんが・ブロック工事業
平成三十年七月五日	宏榮仮設	可知宏章	恵那市武並町 竹折一八〇一 番地三	般二八 七〇〇五七	とび・土工工事業
平成三十年七月六日	飛鷹工業	岡田訓	高山市上岡本 町五丁目九七	般二七 八五〇三六	土木及びとび・土工工事業

日	平成三十一年七月九日	柴山通信	柴山由雄	各務原市新編沼台七丁目二九番地	般二十九一〇二四九	電気通信工業
日	平成三十一年七月十日	株式会社吉村商店	代表取締役 吉村 浩行	岐阜市六条北四一三一三番地	般二十七二二六二八	とび・土工工業
日	平成三十一年七月十日	大三電設有限公司	代表取締役 大下 清一	岐阜市小西郷一丁目一四八番地三	般二十七一五〇六七	土木、電気、舗装、電気通信及び水道施設工業
日	平成三十一年七月十日	有限会社平山組	代表取締役 平山 学文	可児郡御嵩町中三三八番地二	般二十五一六六五〇	とび・土工、舗装及び水道施設工業

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
土岐市
- 二 調査を行った地域
岐阜県土岐市土岐津町の一部（北部第4 4）
- 三 調査を行った期間
平成二十五年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍図
岐阜県土岐市（土岐津町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年八月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町大字願成寺の一部（願成寺北）

三 調査を行った期間

平成二十五年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町（大字願成寺の一部）の地籍図
岐阜県揖斐郡池田町（大字願成寺の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年八月十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>一 調査を行った者の名称 加茂郡川辺町</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県加茂郡川辺町大字石神の一部（石神）</p> <p>三 調査を行った期間 平成二十六年から平成二十八年まで</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県加茂郡川辺町（大字石神の一部）の地籍図 岐阜県加茂郡川辺町（大字石神の一部）の地籍簿</p> <p>五 認証年月日 平成三十年八月十七日</p>	<p>本県都市計画の図書の縦覧</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆</p>	<p>の縦覧に供する。</p>
<p>開発許可（変更許可） 番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第一 四号の二九 平成三〇・一・三一</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 羽島市正木町須賀小松四三九番、四四 三番一、四四三番一、四四六番一、四 四七番一、四四八番一、四四九番一、 四四九番二及び四四三番五</p>	<p>平成三十年八月十七日</p>
<p>同岐西建築第一九号 平成二九・六・二三 同岐西建築第二六号 の二〇 同二九・一一・一四 同岐西建築第二六号 の三三 同三〇・二・一三 同岐西建築第四四号 同三〇・五・一六</p>	<p>「第五工区」本県市政田字下西浦一九 四〇番一の一部</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>道路、緑地</p>	<p>道路</p>	<p>の縦覧に供する。</p>
<p>同</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>平成三十年八月十七日</p>
<p>千葉県千葉市美浜区中瀬一 五一 イオンタウン株式会社 代表取締役 大 門 淳</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名 石川県白山市松本町二五二番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役社長 青 木 宏 憲</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>同</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>の縦覧に供する。</p>
<p>同</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>平成三十年八月十七日</p>
<p>同</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

同岐西建築第一七号の五 平成三〇・三・二八	羽島郡笠松町北及字高坪一六〇六番一 及び一六〇七番一	道路、 下水	同	岐阜市西野町七丁目一七番地 有限会社高橋地所 代表取締役 高 橋 慶太郎
同岐西建築第一七号の六 平成三〇・五・一	羽島郡笠松町北及字流一七九二番及び 一七九三番	道路	同	岐阜県羽島郡笠松町北及一七六一 中部サイデン株式会社 代表取締役社長 二 村 裕 朗
同岐西建築第二二号の 五 平成三〇・四・一一 〔同岐西建築第四号 の二〇 同三〇・六・二〇〕	安八郡神戸町大字末守字清水九八番	道路	同	大垣市鶴見町三九七番地一一 東新土地株式会社 代表取締役 平 野 博 己
同岐西建築第三三三号の八 平成二九・一一・二七	安八郡安八町牧字善根分一五一六番一	道路	同	安八郡安八町牧一四五六番地 農事組合法人クリーンファーム・まき 理事 渡 邊 明 博

平成三十年八月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社